

## 建設業法第26条第3項ただし書及び第4項の規定に基づく監理技術者の兼任の取り扱いについて（概要）

当市が発注する工事において、公共工事の円滑な施工確保のため、建設業法第26条第3項ただし書及び第4項の規定の適用を受ける、監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）に係る取り扱いを、下記のとおりとしますので適切な対応をお願い申し上げます。

### （1）特例監理技術者の配置（監理技術者の兼任）を認める工事

日光市が発注する工事において、以下のすべての要件を満たす場合は、特例監理技術者の配置（監理技術者の兼任）を認めることとする。

- ①兼任する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ②兼任する工事は日光市内で施工する工事とし、兼任できる箇所は2箇所までとする。  
なお、日光市発注工事は予定価格が1億5千万円未満であり、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社及び市区町村（日光市を除く）発注工事は、請負代金額が3億円未満（営繕工事は2億円未満）であること。
- ③兼任する工事それぞれの特記仕様書または施工条件書等に兼任可能である旨明記されていること。

### （2）監理技術者補佐について

監理技術者補佐となる要件については、別添「国土交通省告示第1057号」をご確認ください。

### （3）適用時期

令和4年8月1日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。

**【お問合わせ先】**  
**日光市役所 財務部 契約検査課 契約係**  
TEL 0288-21-5134  
FAX 0288-21-5137